

新	旧
<p>住宅ローン個人情報の取扱いに関する同意事項・表明および確約事項</p> <p><b>第4条 個人情報の第三者提供</b></p> <p>1. 親族・連帯保証人、ペアローンの相手方等への提供</p> <p>(1) 申込人等は、この申込に基づく契約が成立した場合について、申込人等がローン契約書に定める期限前の全額返済義務規定に定める事由に該当し、申込人等の親族、ペアローンの相手方等から弁済等のため当該個人情報の開示を求められたときは、銀行が当該個人情報を申込人等の親族、ペアローンの相手方等に提供することに同意します。<u>ただし、「ペアローン」とは、一つの居住用住宅の新築・購入資金または住宅ローンの借換・借換と同時に行う増改築の資金に用いるために、配偶者等当社所定の範囲の親族2名がそれぞれ銀行から住宅ローンの借入を行う場合をいい、「ペアローンの相手方」とは、ペアローンにおける申込人の親族である借入人をいい、本条において以下同様とします。</u></p> <p>(2) 申込人等は、この申込に基づく契約が成立した場合、銀行が電話等により申込人等に対し催告・督促・通知をするにあたり、申込人等の所在の確認が困難と判断された場合は、遅滞している債務等の内容について申込人等の親族、ペアローンの相手方等に対して開示することに同意します。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>申込人は、銀行が必要に応じてこの申込の内容や審査の結果に関する情報をペアローンの相手方へ提供する場合があることについて同意します。</u></p>	<p>住宅ローン個人情報の取扱いに関する同意事項・表明および確約事項</p> <p><b>第4条 個人情報の第三者提供</b></p> <p>1. 親族・連帯保証人等への提供</p> <p>(1) 申込人等は、この申込に基づく契約が成立した場合について、申込人等がローン契約書に定める期限前の全額返済義務規定に定める事由に該当し、申込人等の親族等から弁済等のため当該個人情報の開示を求められたときは、銀行が当該個人情報を申込人等の親族等に提供することに同意します。</p> <p>(2) 申込人等は、この申込に基づく契約が成立した場合、銀行が電話等により申込人等に対し催告・督促・通知をするにあたり、申込人等の所在の確認が困難と判断された場合は、遅滞している債務等の内容について申込人等の親族等に対して開示することに同意します。</p> <p>(3) 略</p> <p>(追加)</p>